

共謀罪 = 相談や話し合うだけで あなたも犯罪者にされる!?



共謀罪は、憲法の保障する思想・信条の自由や内心の自由、言論・表現の自由を侵す憲法違反の法律です。政府は、「日本が批准した越境組織犯罪防止条約に共謀罪が盛り込まれているから」とか「犯罪が多発しているから」といっていますが、いまの日本に共謀罪を導入する必要はありません。

この法律の本当の狙いは、「戦争をする国」づくりや憲法改悪、悪政に反対する国民の声を抑えようとするところにあります。自衛隊の海外派兵への抗議行動や、要求交渉などについての相談が「犯罪」とされ、平和運動、労働運動や住民運動が、捜査の対象とされる恐れがあります。

共謀罪をつくることは許されません。

戦争反対や悪政批判の声を抑える

共謀罪は、憲法の保障する思想・信条の自由や内心の自由、言論・表現の自由を侵す憲法違反の法律です。政府は、「日本が批准した越境組織犯罪防止条約に共謀罪が盛り込まれているから」とか「犯罪が多発しているから」といっていますが、いまの日本に共謀罪を導入する必要はありません。

共謀罪が導入されると、犯罪をおこなう「合意」があったことが検挙の対象になるため、捜査を口実にして警察が国民全体の監視を強めます。「話し合い」が対象となるため、盗聴捜査の大幅拡大やスパイをもぐりこませる捜査も考えられます。また、共謀罪では、自首した場合減刑されるので、他人（「共犯者」）のウソで「犯人」に陥られる危険もあります。

監視社会が拡大、盗聴・スパイ捜査が

共謀罪が導入されると、犯罪をおこなう「合意」があったことが検挙の対象になるため、捜査を口実にして警察が国民全体の監視を強めます。「話し合い」が対象となるため、盗聴捜査の大幅拡大やスパイをもぐりこませる捜査も考えられます。また、共謀罪では、自首した場合減刑されるので、他人（「共犯者」）のウソで「犯人」に陥られる危険もあります。

被害のない犯罪Ⅱ「共謀罪」

「あいつを痛い目にあわせよう」などと相談しただけで犯罪となる「共謀罪」が国会で作られようとしています。

共謀罪は、死刑・無期または長期（刑期の上限）4年以上の刑を定める罪に当たる行為を、組織としておこなうことを合意したことを罪とするものです。

対象となる犯罪は、殺人などの重大犯罪だけでなく、傷害、威力業務妨害、公職選挙法違反、道路交通法違反など600を超えます。「組織」といっても、マフィアや暴力団などにとどまらず、2人以上なら「組織」とみなされ、サークルや市民団体、労働組合なども対象とされかねません。